

# 警察庁新型インフルエンザ対策行動計画

警察庁

平成20年9月17日

## 目 次

第1編 計画の目的及び実施の方針	1
第1章 計画の目的及び構成	1
第2章 実施方針	2
第2編 新型インフルエンザの国内発生に備えた措置	3
第1章 警察庁が実施する事項	3
第1節 実施体制の整備	3
第2節 感染予防	6
第3節 防疫措置の支援	7
第4節 水際対策の支援	8
第5節 医療活動の支援	11
第6節 多数死体取扱いに備えた措置	11
第7節 関係法令違反事件の取締り	12
第2章 都道府県警察が実施する事項	13
第1節 実施体制の整備	13
第2節 感染予防	15
第3節 防疫措置の支援	17
第4節 水際対策の支援	17
第5節 医療活動の支援	20
第6節 多数死体取扱いに備えた措置	20
第7節 関係法令違反事件の取締り	21
第3編 新型インフルエンザの国内発生時における措置	22
第1章 警察庁が実施する事項	22
第1節 実施体制	22
第2節 感染拡大の防止	24
第3節 防疫措置の支援	25
第4節 水際対策の支援	26
第5節 医療活動の支援	29
第6節 多数死体取扱いに当たった措置	30
第7節 社会秩序の維持	30
第2章 都道府県警察が実施する事項	32
第1節 実施体制	32
第2節 感染拡大の防止	33
第3節 防疫措置の支援	35

第4節	水際対策の支援	.....	36
第5節	医療活動の支援	.....	38
第6節	多数死体取扱いに当たっての措置	.....	39
第7節	社会秩序の維持	.....	40
第4編	事態終息後における措置	—————	41
第1章	警察庁が実施する事項	—————	41
第2章	都道府県警察が実施する事項	—————	41

## 第1編 計画の目的及び実施の方針

### 第1章 計画の目的及び構成

近年、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがトリからヒトに感染する事例が報告されているところ、ウイルスが突然変異してヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの発生が危ぐされ、その脅威への対応が国際的な課題となっている。

政府においては、平成16年3月2日付け関係省庁申合せにより設置された「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」（平成19年10月26日付け関係省庁申合せにより「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」に改組された。）を中心として、平成17年12月6日に「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「政府計画」という。）を策定するなど、新型インフルエンザの発生に備えた取組みを進めており、知事部局においても、対策本部の設置、行動計画の策定等の取組みを進めているところである。

新型インフルエンザ対策の目的は、政府計画において、「家畜衛生部門との連携を図ることにより、新型インフルエンザの出現を可能な限り防止し、公衆衛生的な介入により、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、パンデミック時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破たんに至らせないことである」とされている。

警察としては、新型インフルエンザの国内発生及び感染拡大の防止に資するよう、政府計画、知事部局の行動計画等に基づき関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参画するとともに、新型インフルエンザの国内発生時においても、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することが必要である。

そこで、警察が新型インフルエンザ対策を的確に推進するため、この計画を定めることとする。

この計画の構成は、第2編を「新型インフルエンザの国内発生に備えた措置」、第3編を「新型インフルエンザの国内発生時における措置」、第4編を「事態終息後における措置」とし、各編において警察庁が実施する事項と都道府県警察が実施する事項をそれぞれ定めるとともに、各項目ごとに警察庁の主管部局を明記することとする。

なお、この計画中の都道府県警察が実施する事項に関する記述は、警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項の規定に基づき、警察庁長官（以下「長官」という。）が行う指揮監督によるものとして定めるものである。

## 第2章 実施方針

この計画の実施に当たっては、警察各部門及び各都道府県警察が相互に連携し、新型インフルエンザの国内発生時における治安の確保に万全を期するとともに、関係省庁、知事部局等の関係機関との積極的な協力により、政府計画、知事部局の行動計画等に基づく新型インフルエンザ対策の推進に寄与するよう努める。

この計画の実施状況については、新型インフルエンザの国内外における発生状況に応じて、時機を逸することなく国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、国家公安委員会及び都道府県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザのパンデミック時等において不測の事態が生じた場合においても、国家公安委員会及び都道府県公安委員会における意思決定が円滑に行われることとなるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、都道府県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザのパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、政府計画についても有識者等の意見を踏まえるなどして、その改定作業を進めているところであることから、警察庁としては、今後もこうした改定作業に参画するとともに、情勢の変化や政府計画の改定等に対応して、この計画を随時見直し、必要な修正を加える。

## 第2編 新型インフルエンザの国内発生に備えた措置

### 第1章 警察庁が実施する事項

#### 第1節 実施体制の整備

##### 第1 対処体制の整備等

###### 1 対処体制の整備

警察庁は、新型インフルエンザの国内外における発生時に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図る。〔警備局〕

###### 2 警察庁新型インフルエンザ対策本部等の設置

警察庁は、新型インフルエンザが国外で発生し、又は発生した疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、政府対策本部（「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」（平成19年10月26日閣議決定）に基づき設置される新型インフルエンザ対策本部をいう。以下同じ。）等関係機関との連携を図り、国民の安全を確保するため、以下の体制を基準として事態への対処に当たる。

また、事態の対処に当たっては、その状況に応じた的確に対応する。〔警備局〕

###### (1) 警察庁新型インフルエンザ対策室の設置

長官は、新型インフルエンザが国外で発生した疑いがある場合には、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号。以下「訓令」という。）に定めるところにより、警備企画課長を長とする警察庁新型インフルエンザ対策室を設置する。

###### (2) 警備局長を長とする新型インフルエンザ対策本部の設置

長官は、新型インフルエンザが国外で発生した疑いが強まった場合には、訓令に定めるところにより、警備局長を長とする警察庁新型インフルエンザ対策本部（以下「警察庁対策本部」という。）を設置する。

###### (3) 長官又は次長を長とする警察庁対策本部の設置

長官は、新型インフルエンザが国外で発生した場合には、訓令に定めるところにより、長官又は次長を長とする警察庁対策本部を設置する。

###### 3 官邸対策室への参集

警察庁は、新型インフルエンザが国外において発生し、官邸対策

室が設置された場合には、必要に応じて所要の職員を官邸対策室に参集させる。〔警備局〕

## 第2 情報の収集・連絡体制の整備

### 1 情報収集の手段及び方法

警察庁は、新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ（以下「新型インフルエンザ等」という。）に関する情報を的確に収集するため、関係省庁対策会議、関係省庁、関係機関及び都道府県警察との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者及び夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底する。〔警備局〕

### 2 発生状況の把握と分析

警察庁は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、対処体制が確立するまでの間、警察庁新型インフルエンザ対策委員会連絡室（以下「警察庁連絡室」という。）において情報を集約し、分析評価を行うとともに、都道府県警察及び関係機関に速報する。〔警備局〕

## 第3 広域的な応援体制の整備

警察庁は、新型インフルエンザの国内外における発生時において、各種混乱の防止や防疫支援活動等のため必要があると認められる場合に直ちに広域的に警察官等の派遣ができるよう、平素から都道府県警察における感染予防資機材等の整備状況の把握に努めるなど、応援体制の整備を図る。〔警備局〕

## 第4 業務継続に向けた措置

### 1 発生時に優先すべき業務の整理

#### (1) 優先順位の高い業務の選別

警察庁は、新型インフルエンザの流行時において、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中運用するなどの措置が講じられるよう、各部局ごとに、あらかじめ検討する。〔警備局〕

#### (2) 都道府県警察における業務継続を確保するための措置

警察庁は、新型インフルエンザの流行時において、特定の都道府県警察において出勤可能な職員のみによる業務継続が困難になった場合の応援派遣の在り方等について、あらかじめ検討する。

[ 警備局 ]

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用の検討

警察庁は、新型インフルエンザの流行時において、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討する。

[ 会計課 ]

3 備蓄食料の管理

警察庁は、新型インフルエンザの流行時において、食料が入手困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。 [ 会計課 ]

第5 装備資機材に関する措置

1 装備資機材に関する情報提供

警察庁は、新型インフルエンザ対策に資すると認められる装備資機材について、各部局ごとに、都道府県警察による活動の参考となる情報の提供を行う。 [ 会計課 ]

2 装備資機材の整備等

警察庁は、警察職員への感染予防対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザの国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、各部局ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。 [ 会計課 ]

第6 情報通信の確保

1 通信に関する措置

警察庁は、警察通信施設の予防保全を徹底し、障害の発生を未然に防止するよう努める。

また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素から職員に対する教養及び訓練の計画的な実施並びに保守用物品の適切な管理を図る。 [ 情報通信局 ]

2 情報管理に関する措置

警察庁は、新型インフルエンザの国内流行時においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザの流行時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の



確保に努める。〔情報通信局〕

## 第7 教養・訓練の実施

警察庁は、感染予防対策等新型インフルエンザに関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ発生を想定した情報伝達、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、政府が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザの国内発生時における対処能力の向上に努める。〔警備局〕

## 第2節 感染予防

### 第1 職員の感染予防

#### 1 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底

警察庁は、感染予防のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対する周知を徹底する。

また、都道府県警察に対し、感染予防対策に資する情報の提供を行う。〔給与厚生課〕

#### 2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの投与・接種手順の確立

警察庁は、職員が新型インフルエンザ感染者及びその疑いがある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触した場合並びにその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及びプレパンデミックワクチンの接種が適切に実施されるよう、都道府県警察、医療機関等関係機関との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努める。〔給与厚生課〕

#### 3 職員発症時の対応要領の確立

警察庁は、新型インフルエンザの症状等について職員及びその家族に対する周知を図り、職員及びその家族に感染が疑われる場合の報告・連絡体制を整備する。

また、職員の新型インフルエンザの感染が確認された場合における勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員についての対応要領を定める。〔給与厚生課〕

#### 4 発症職員の治療体制の確保

警察庁は、新型インフルエンザの診察を行う医療機関の設置状況について確認し、職員へ周知するとともに、職員が感染した場合に備え、医療機関との連携体制を整備する。

また、新型インフルエンザに感染した疑いのある職員を把握した場合は、速やかに医療機関等に受診させる。〔給与厚生課〕

#### 5 発生地域への海外渡航の中止

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時には、やむを得ない場合を除き、当該発生国・地域への、国の用務での職員の渡航を延期し、又は中止し、また、国の用務以外の目的での渡航を延期させ、又は中止させる。〔国際課・人事課〕

#### 6 海外出張中の職員の支援

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時には、当該発生国・地域又はその周辺国・地域に出張中の職員の状況を確認するとともに、当該職員に対し、新型インフルエンザ関連情報を提供して注意喚起するなど、感染予防に必要な情報提供、助言その他の支援を行う。〔国際課〕

### 第2 被留置者の感染予防

警察庁は、国外における新型インフルエンザの発生状況に応じ、都道府県警察に対し、被留置者に対する感染予防措置に必要な情報を提供する。〔総務課〕

### 第3 その他

#### 1 庁舎管理手順の確立

警察庁は、新型インフルエンザの庁内での感染予防に必要な庁舎管理の手順について、庁舎警備担当者への徹底を図る。〔会計課〕

#### 2 感染予防対策に関する関係機関・団体への情報提供

警察庁は、関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザの感染予防対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザの国内発生時に備えた対策の周知徹底を図る。〔給与厚生課〕

## 第3節 防疫措置の支援

### 第1 防疫措置実施地域における警戒活動

警察庁は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、防疫措置に伴う警戒活動の実施に備え、平素から知事部局等関係機関との連携体制を整備するよう、都道府県警察に対し指示する。

また、防疫措置の実施に当たり、関係省庁からの支援要請がある場合には、当該措置が円滑に行われるよう、関係省庁と連携を図りつつ、関係都道府県警察に対し、十分な感染予防対策を講じた上で、機動隊の活用を含め、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。

[ 生活安全局・警備局 ]

## 第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

警察庁は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、都道府県警察を指導する。

また、防疫措置実施地域周辺における交通規制を支援するため、関係省庁との連携体制を整備するとともに、関係省庁から入手した情報を都道府県警察に提供する。[ 交通局 ]

## 第4節 水際対策の支援

### 第1 国際海空港における警戒活動

#### 1 国際海空港における警戒活動

##### (1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、発生国からの入国者に対する検疫の実施が検討されている7か所の国際海空港（成田、関西、中部及び福岡の4空港並びに横浜、神戸及び関門の3港湾をいう。以下「検疫実施空港・港湾」という。）を始めとする国際海空港において、発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱による不測の事態等の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、関係省庁に対し、国際海空港等の関係機関に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する指導を行うよう要請する。

また、国際海空港における警戒活動を支援するため、関係省庁との連携を確認・強化するとともに、関係省庁から入手した最新の情報を、必要に応じて都道府県警察に提供する。[ 生活安全局・警備局 ]

##### (2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、国際海空港における混乱や不測の事態等の発生を防止するため、関係都道府県警察に対し、関係機関に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するよう指示する。

また、関係省庁からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、政府対策本部や関係省庁との連携を図り

つつ、関係都道府県警察に対し、水際対策の円滑な実施を確保するため、十分な感染予防対策を講じた上で、機動隊の活用を含め、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。〔生活安全局・警備局〕

(3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、国際海空港及びその周辺地域において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、関係都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を行う。〔生活安全局・警備局〕

2 国際海空港周辺における交通規制

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、国際海空港周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、都道府県警察を指導する。

また、国際海空港周辺における交通規制を支援するため、関係省庁との連携体制を整備するとともに、関係省庁から入手した情報を都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第2 検疫所、停留場所等における警戒活動

1 検疫所、停留場所等における警戒活動

(1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、検疫実施空港・港湾において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態等の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、関係省庁に対し、関係機関に対する自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する指導を行うよう要請する。

また、検疫所及び停留場所並びにその周辺地域（以下「検疫所等」という。）における警戒活動を支援するため、関係省庁との連携を確認・強化するとともに、関係省庁から入手した最新の情報を、必要に応じて都道府県警察に提供する。〔生活安全局・警備局〕

(2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、検疫所等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、関係都道府県警察

に対し、関係機関に対する自主警備の強化、事故防止のための検疫所施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するよう指示する。

また、関係省庁からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、政府対策本部や関係省庁との連携を図りつつ、関係都道府県警察に対し、検疫及び停留措置の円滑な実施を確保するため、十分な感染予防対策を講じた上で、機動隊の活用を含め、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。〔生活安全局・警備局〕

(3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、検疫所等において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、関係都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を行う。〔生活安全局・警備局〕

2 検疫所、停留場所等周辺における交通規制

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、検疫所等における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、都道府県警察を指導する。

また、検疫所等における交通規制を支援するため、関係省庁との連携体制を整備するとともに、関係省庁から入手した情報を都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第3 感染者の密入国に対する警戒活動

1 関連情報収集の強化

新型インフルエンザに感染した密入国者により、我が国に新型インフルエンザウイルスが持ち込まれることが懸念されることから、警察庁は、関係機関と緊密な連携を図り、周辺国での新型インフルエンザ等の流行状況に関する情報の収集に努めるとともに、都道府県警察に対し、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報の報告を求める。〔外事情報部〕

2 感染の疑いがある密入国者取扱時の留意事項の指示

警察庁は、都道府県警察に対し、感染の疑いがある密入国者を取り扱った場合には、検疫所等関係機関に速やかに通報するとともに、被疑者の隔離措置、医療機関での受診等感染拡大防止に努めるよう指示する。〔外事情報部〕

### 3 感染予防対策の徹底

警察庁は、密入国事件の取締りに当たる警察官の感染予防対策に万全を期するため、関係機関と連携し、感染者等取扱時の留意事項に関する情報の収集に努めるとともに、都道府県警察に対し、関係情報の提供、感染予防資機材の確実な装着等の指導を徹底する。

[ 外事情報部 ]

## 第5節 医療活動の支援

### 第1 医療機関における警戒活動

警察庁は、新型インフルエンザの発生時に、医療機関における混乱による不測の事態等の発生に備え、都道府県警察に対し、医療関係機関に対して自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するよう指示する。

また、関係省庁からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、政府対策本部や関係省庁との連携を図りつつ、関係都道府県警察に対し、医療機関及びその周辺における混乱を防止するため、十分な感染予防対策を講じた上で、機動隊の活用を含め、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。[ 生活安全局・警備局 ]

### 第2 医療機関周辺における交通規制

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時に、不安に起因する混乱等により医療機関周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、都道府県警察を指導する。

また、医療機関周辺における交通規制を支援するため、関係省庁との連携体制を整備するとともに、関係省庁から入手した情報を都道府県警察に提供する。[ 交通局 ]

## 第6節 多数死体取扱いに備えた措置

### 第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

警察庁は、新型インフルエンザの国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、都道府県警察に対し、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、死体の検案に当たる医師及び死体取扱場所を確保するよう指導する。[ 刑事局 ]

### 第2 多数死体取扱手順の確立

警察庁は、新型インフルエンザの国内発生時において、多数の死

体を取り扱わなければならない場合に備え、都道府県警察に対し、多数死体取扱マニュアルを作成し、死体取扱手順を確立するよう指導する。〔刑事局〕

## 第7節 関係法令違反事件の取締り

### 第1 家畜伝染病予防法違反事件の取締り

警察庁は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時において、患畜等の届出義務違反、家畜等の移動の制限違反、患畜の殺処分命令違反等の家畜伝染病予防法違反に関する情報を集約し、悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察を指導する。

〔生活安全局〕

### 第2 新型インフルエンザ関係法令違反の取締り

警察庁は、新型インフルエンザの国外発生時において、国際海空港等において検疫が強化される場合には、検疫所における新型インフルエンザに感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ関係法令違反に関する情報を集約し、悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察を指導する。〔生活安全局〕

## 第2章 都道府県警察が実施する事項

### 第1節 実施体制の整備

#### 第1 対処体制の整備等

##### 1 対処体制の整備

都道府県警察は、新型インフルエンザの国内外における発生時に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図る。〔警備局〕

##### 2 都道府県警察新型インフルエンザ対策本部等の設置

都道府県警察は、新型インフルエンザが国外で発生し、又は発生した疑いがある場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ対策及び治安の維持を確保するため、新型インフルエンザ感染拡大の状況、国際海空港・沿岸等の管内状況等を勘案し、事態の進展に応じた連絡室、対策室又は対策本部等を設置する。〔警備局〕

#### 第2 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 情報収集の手段及び方法

都道府県警察は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁、知事部局対策本部等関係機関との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者、夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底する。〔警備局〕

##### 2 発生状況の把握と分析

都道府県警察は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁へ報告するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に速報する。

〔警備局〕

#### 第3 業務継続に向けた措置

##### 1 優先順位の高い業務の選別

都道府県警察は、新型インフルエンザの流行時において、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中運用するなどの措置が講じられるよう、各部門ごとに、あらかじめ検討する。〔警備局〕



- 2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用の検討  
都道府県警察は、新型インフルエンザの流行時において、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討する。〔会計課〕
  - 3 備蓄食料の管理  
都道府県警察は、新型インフルエンザの流行時において、食料が入手困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。〔会計課〕
  - 4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保  
都道府県警察は、新型インフルエンザの流行時において、被留置者の食事について契約業者から入手困難となった場合に備え、当該業者から食事を入手困難な場合の食事の入手手段の整備を図る。  
〔総務課〕
- 第4 装備資機材に関する措置
- 1 装備資機材の円滑な運用に向けた措置  
都道府県警察は、新型インフルエンザ対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、職員に対する指導・教養を推進する。〔会計課〕
  - 2 装備資機材の整備等  
都道府県警察は、警察職員への感染予防対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザの国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるように、各部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。〔会計課〕
- 第5 情報通信の確保
- 1 通信に関する措置  
都道府県警察は、国内で新型インフルエンザが発生した場合の通信の確保のため、各都道府県情報通信部と連携した対処体制を整備する。〔情報通信局〕
  - 2 情報管理に関する措置  
都道府県警察は、新型インフルエンザの国内流行時においても各種情報管理システムの適切な運用が図られるよう、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザの流行時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。〔情報通信局〕

## 第6 教養・訓練の実施

都道府県警察は、感染予防対策等新型インフルエンザに関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ発生を想定した情報伝達、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、知事部局等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザの国内発生時における対処能力の向上に努める。〔警備局〕

## 第2節 感染予防

### 第1 職員の感染予防

#### 1 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底

都道府県警察は、感染予防のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対する周知を徹底する。〔給与厚生課〕

#### 2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの投与・接種手順の確立

都道府県警察は、職員が感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及びプレパンデミックワクチンの接種が適切に実施されるよう、医療機関等の関係機関との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努める。〔給与厚生課〕

#### 3 職員発症時の対応要領の確立

都道府県警察は、新型インフルエンザの症状等について職員及びその家族に対する周知を図り、職員及びその家族に感染が疑われる場合の報告・連絡体制を整備する。

また、職員の新型インフルエンザの感染が確認された場合における勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員についての対応要領を定める。〔給与厚生課〕

#### 4 発症職員の治療体制の確保

都道府県警察は、新型インフルエンザの診察を行う医療機関の設置状況について確認し、職員へ周知するとともに、職員が感染した

場合に備え、医療機関との連携体制を整備する。

また、新型インフルエンザに感染した疑いのある職員を把握した場合は、速やかに医療機関等に受診させる。〔給与厚生課〕

#### 5 発生地域への海外渡航の中止

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時には、やむを得ない場合を除き、当該発生国・地域への、公務での職員の渡航を延期し、又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期させ、又は中止させる。〔国際課・人事課〕

### 第2 被留置者の感染予防

#### 1 留置業務担当者に対する感染予防対策の周知徹底

都道府県警察は、留置業務に従事する職員に対し、感染予防対策を周知徹底する。

また、国外における新型インフルエンザの発生状況に応じ、留置業務に従事する職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザについて啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に着けるよう指導する。

さらに、国外における新型インフルエンザの発生状況に応じ、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な聴取、捜査部門からの情報入手等を行い、感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。〔総務課〕

#### 2 被留置者発症時の対応方策の確立

都道府県警察は、新型インフルエンザの国内発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断、感染拡大防止等の対応方策について定める。〔総務課〕

#### 3 発症者の隔離場所・治療体制の確保

都道府県警察は、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。〔総務課〕

### 第3 その他

#### 1 庁舎管理手順の確立

都道府県警察は、新型インフルエンザの庁内での感染予防に必要な庁舎管理の手順について、庁舎警備担当者への徹底を図る。〔会

計課]

2 感染予防対策に関する関係機関・団体への情報提供

都道府県警察は、関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザの感染予防対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザの国内発生時に備えた対策の周知徹底を図る。[給与厚生課]

第3節 防疫措置の支援

第1 防疫措置実施地域における警戒活動

1 知事部局等関係機関との連携の強化

都道府県警察は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から知事部局等関係機関との連携を確認・強化する。[生活安全局・警備局]

2 知事部局からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、知事部局等関係機関が防疫措置を実施する場合において、当該措置が円滑に行われるよう、警察庁及び知事部局等関係機関との報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。[生活安全局・警備局]

3 機動隊の運用

都道府県警察は、高病原性鳥インフルエンザが国内で広域かつ大量に発生するなど、防疫措置実施地域における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。[警備局・生活安全局]

第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

都道府県警察は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。[交通局]

第4節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動

1 国際海空港における警戒活動

(1) 国際海空港管理者等との連携の強化

都道府県警察は、国際海空港における水際対策に伴う警戒活動

の実施に備え、平素から国際海空港管理者等との連携を確認・強化する。〔生活安全局・警備局〕

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時に、発生国からの入国者に対する検疫実施空港・港湾を始めとする国際海空港において、発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱による不測の事態等の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、国際海空港等の関係機関に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等関係機関と報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。〔生活安全局・警備局〕

(3) 機動隊の運用

都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。〔警備局・生活安全局〕

2 国際海空港周辺における交通規制

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時に、国際海空港周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。〔交通局〕

第2 検疫所、停留場所等における警戒活動

1 検疫所、停留場所等における警戒活動

(1) 検疫所、停留場所等の管理者との連携の強化

都道府県警察は、検疫所等における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化する。〔生活安全局・警備局〕

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時に、検疫実施空港・港湾において、発生国からの入国者に対する検疫及び停

留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態等の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等関係機関と報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。〔生活安全局・警備局〕

### (3) 機動隊の運用

都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態等が発生するなど、検疫所等における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。〔警備局・生活安全局〕

## 2 検疫所、停留場所等周辺における交通規制

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時に、検疫所等における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。〔交通局〕

## 第3 感染者の密入国に対する警戒活動

### 1 沿岸警備の強化

都道府県警察は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、十分な感染予防対策を講じた上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。〔外事情報部〕

### 2 関係機関との相互連絡体制の構築

都道府県警察は、関係機関と緊密な連携を図り、感染者の密入国に関する情報の収集に努めるとともに、夜間・休日を含めた相互連絡体制を確立する。〔外事情報部〕

### 3 密入国事件取扱時における留意事項

都道府県警察は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等が確認された場合には、検疫所等に速やかに通報し、協力して感染拡大防止に必要な対応を行う。

また、発生国・地域からの密入国者のうち、検疫を受けていない

密入国者を取り扱う際は、十分な感染予防対策を講じた上で、業務に当たる。〔外事情報部〕

## 第5節 医療活動の支援

### 第1 医療機関における警戒活動

#### 1 医療機関関係者等との連携の強化

都道府県警察は、医療機関における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関関係者等との連携を確認・強化する。〔生活安全局・警備局〕

#### 2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、新型インフルエンザの発生時に、医療機関における混乱による不測の事態等の発生に備え、医療機関に対して自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や医療機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、医療機関及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁及び医療機関との報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。〔生活安全局・警備局〕

#### 3 機動隊の運用

都道府県警察は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。〔警備局・生活安全局〕

### 第2 医療機関周辺における交通規制

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時に、不安に起因する混乱等により医療機関周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。〔交通局〕

## 第6節 多数死体取扱いに備えた措置

### 第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

都道府県警察は、新型インフルエンザの国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、死体の検案に当たる医師及び死体取

扱場所を確保する。〔刑事局〕

## 第2 多数死体取扱手順の確立

都道府県警察は、新型インフルエンザの国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱マニュアルを作成し、死体取扱手順を確立する。〔刑事局〕

## 第7節 関係法令違反事件の取締り

### 第1 検疫所との連携体制の構築

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時において、国際空港等において検疫が強化される場合に発生が予想される、新型インフルエンザに感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所との連携体制を構築する。〔生活安全局〕

### 第2 家畜伝染病予防法違反事件の取締り

都道府県警察は、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時において、患畜等の届出義務違反、家畜等の移動の制限違反、患畜の殺処分の命令違反等の家畜伝染病予防法違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。〔生活安全局〕

### 第3 新型インフルエンザ関係法令違反事件の取締り

都道府県警察は、新型インフルエンザの国外発生時において、検疫実施空港・港湾等において検疫が強化される場合には、知事部局と連携して、管轄する検疫所における新型インフルエンザに感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。〔生活安全局〕



### 第3編 新型インフルエンザの国内発生時における措置

#### 第1章 警察庁が実施する事項

##### 第1節 実施体制

##### 第1 対処体制の確立

###### 1 職員の招集・参集

警察庁は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合（高病原性鳥インフルエンザが国内において発生し、かつ、トリからヒトへ感染した場合を含む。以下同じ。）には、緊急時の職員の招集・参集基準に基づき、速やかに職員の招集・参集を行う。〔警備局〕

###### 2 警察庁対策本部等の設置

警察庁は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、政府対策本部等関係機関との連携を図り、国民の安全を確保するため、以下の体制を基準として事態への対処に当たる。

また、事態への対処に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。〔警備局〕

###### (1) 警察庁新型インフルエンザ対策室の設置

長官は、高病原性鳥インフルエンザが国内で発生し、かつ、トリからヒトへ感染した場合には、訓令に定めるところにより、警備企画課長を長とする警察庁新型インフルエンザ対策室を設置する。

###### (2) 警備局長を長とする警察庁対策本部の設置

長官は、新型インフルエンザが国内において発生した疑いがある場合には、訓令に定めるところにより、警備局長を長とする警察庁対策本部を設置する。

###### (3) 長官又は次長を長とする警察庁対策本部の設置

長官は、新型インフルエンザが国内において発生した場合には、訓令に定めるところにより、長官又は次長を長とする警察庁対策本部を設置する。

###### 3 官邸対策室への参集

警察庁は、新型インフルエンザが国内において発生し、官邸対策室が設置された場合には、必要に応じて所要の職員を官邸対策室に参集させる。〔警備局〕

## 第2 情報の収集・連絡

### 1 発生状況の把握と分析

警察庁は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、第1に定めるところにより、速やかに対処体制を確立し、関係省庁、関係機関及び都道府県警察から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、都道府県警察及び関係機関に速報する。〔警備局〕

### 2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて警察庁連絡室の担当者へ速報する。〔警備局〕

## 第3 広域的な応援体制の運用

警察庁は、新型インフルエンザの発生地域を管轄する都道府県警察の治安維持機能を保持するため、当該都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、速やかに感染予防資機材を整えて、警察官等の派遣が行えるよう、関係都道府県警察への指示及び連絡調整を図る。〔警備局〕

## 第4 業務の継続

### 1 優先度の高い業務への職員の集中運用

#### (1) 優先順位の高い業務への集中運用

警察庁は、新型インフルエンザの流行時において、欠勤者が増加した場合には、欠勤の状況に応じて優先度の高い業務に職員を集中運用することにより、治安維持機能の保持を図る。〔警備局〕

#### (2) 都道府県警察における業務継続を確保するための措置

警察庁は、特定の都道府県警察において業務継続が困難になった場合には、全国における発生状況に配慮しつつ、速やかに応援派遣に関する指示及び連絡調整を行う。〔警備局〕

### 2 公共交通機関停止時における庁舎の適切な利用

警察庁は、新型インフルエンザが流行し、公共交通機関が停止した場合は、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するため、必要に応じて庁舎の利用を規制する。〔会計課〕

### 3 食料供給停止時における備蓄食料の配布

警察庁は、新型インフルエンザが流行し、食料が入手困難となっ

た場合には、警察庁対策本部要員及び応援職員に対し、備蓄食料を速やかに配布する。〔会計課〕

## 第5 装備資機材の活用

警察庁は、マスク等の確実な着装による感染予防対策の徹底を図るとともに、都道府県警察に対し、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染予防資機材の確実な着装の徹底等を指示し、治安維持機能の保持を図る。

また、感染予防資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザの流行の期間や地域に応じて、当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。〔会計課・警備局〕

## 第6 情報通信の確保

### 1 通信の確保

警察庁は、警察通信施設を適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、機動警察通信隊の出動、通信資機材の支援等、関係都道府県警察の活動に必要な通信の確保のための措置を講じる。〔情報通信局〕

### 2 情報管理機能の確保

警察庁は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。

〔情報通信局〕

## 第2節 感染拡大の防止

### 第1 職員の感染拡大の防止

#### 1 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底

警察庁は、職員及びその家族に対し、感染予防のための基本的措置の徹底を指導する。また、職員に対しては、出勤時の検温を実施する。〔給与厚生課〕

#### 2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの投与・接種の実施

警察庁は、医療機関等及び知事部局の保健部局と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及びプレパン

デミックワクチンの接種を開始する。〔給与厚生課〕

### 3 職員発症時の対応

警察庁は、職員及びその家族に新型インフルエンザの感染が疑われる場合には、医療機関等の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。〔給与厚生課〕

## 第2 被留置者の感染拡大の防止

警察庁は、国内及び留置施設における新型インフルエンザの発生状況に応じて被留置者の感染拡大防止に必要な情報を都道府県警察に対し提供する。〔総務課〕

## 第3 その他

### 1 庁舎管理の徹底

警察庁は、新型インフルエンザの庁内での感染予防に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応について、庁舎警備担当者への徹底を図る。〔会計課〕

### 2 感染予防対策に関する関係機関・団体への情報提供

警察庁は、関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザの感染予防対策に関する情報を提供し、感染予防対策の徹底を図る。〔給与厚生課〕

### 3 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

#### (1) 警察庁における措置

警察庁は、警察庁が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、国内における新型インフルエンザの発生状況に応じて延期し、又は中止する。〔給与厚生課・生活安全局・組織犯罪対策部・交通局〕

#### (2) 都道府県警察に対する指導

警察庁は、都道府県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の集まる活動について、国内における新型インフルエンザの発生状況に応じて延期し、又は中止するとともに、関係機関・団体に対して不特定多数の集まる活動の自粛を要請するよう、都道府県警察を指導する。〔給与厚生課・生活安全局・組織犯罪対策部・交通局〕

## 第3節 防疫措置の支援

### 第1 防疫措置実施地域における警戒活動

警察庁は、高病原性鳥インフルエンザが流行し、防疫措置が行わ

れる場合には、政府対策本部及び関係省庁との連携を図り、新型インフルエンザ対策を推進する中における防疫措置の支援の内容について検討する。

また、防疫措置の実施に当たり、関係省庁から支援要請がある場合には、当該措置が円滑に行われるよう、関係省庁と連携を図りつつ、関係都道府県警察に対し、知事部局等関係機関との連携を図り、十分な感染予防対策を講じた上で、警察が行う他の新型インフルエンザ対策のための措置に支障が生じない範囲で、機動隊の活用も含め、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。〔警備局・生活安全局〕

## 第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

警察庁は、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、防疫措置実施地域周辺における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

## 第4節 水際対策の支援

### 第1 国際海空港における警戒活動

#### 1 国際海空港における警戒活動

##### (1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、海外発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱による不測の事態等の防止を図るため、関係省庁に対し、国際海空港等の関係機関に対する自主警備の強化、事故防止のための施設内の整理等に関する点検・指導を行うよう要請する。

また、国外への感染拡大の防止を図るため、関係省庁等から感染したおそれがある者等に対し、不要不急の出国の自粛についての勧告（以下「出国自粛勧告」という。）等が行われる場合には、関係省庁等との連携を更に強化し、講じられる措置等の情報の把握に努めるとともに、国際海空港における警戒活動を支援するため、入手した最新の情報を、関係都道府県警察に提供する。〔警備局・生活安全局〕

##### (2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、海外発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱及び出国自粛勧告等に伴う混乱による不測の事態等の防止を図るため、関係都道府県警察に対し、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するよう指示する。

また、大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るよう指示する。〔警備局・生活安全局〕

(3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、国際海空港及びその周辺において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、新型インフルエンザの発生状況等に配慮しつつ、他の地域での警戒活動に支障を来さぬよう、速やかに関係都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を図る。〔警備局・生活安全局〕

2 国際海空港周辺における交通規制

警察庁は、国際海空港周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、国際海空港周辺における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

第2 検疫所、停留場所等における警戒活動

1 検疫所、停留場所等における警戒活動

(1) 関係省庁に対する要請等

警察庁は、国内への新たな感染者の侵入を抑制するため、検疫体制が強化される場合には、検疫所、停留場所となる宿泊施設等で講じられる措置に関する情報について、政府対策本部や関係省庁からの把握に努めるとともに、関係省庁に対し、関係機関に対する自主警備の強化、事故防止のための施設内の整理等に関する点検・指導を行うよう要請する。

また、検疫所等における警戒活動を支援するため、入手した最新の情報を関係都道府県警察に提供する。〔警備局・生活安全局〕

(2) 都道府県警察に対する警戒活動等の指示

警察庁は、検疫体制が強化される場合には、政府対策本部や関係省庁との連携を強化し、関係都道府県警察に対し、多数の者が入国することに伴う検疫業務の混乱による不測の事態等を防止するため、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するよう指示する。

また、検疫等において大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るよう指示する。〔警備局・生活安全局〕

### (3) 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、検疫所等において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、新型インフルエンザの発生状況等に配慮しつつ、他の地域での警戒活動に支障を来さぬよう、速やかに関係都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を図る。  
〔警備局・生活安全局〕

## 2 検疫所、停留場所等周辺における交通規制

警察庁は、検疫所等における交通規制を行う必要があると認められるときは、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、検疫所等における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

## 第3 感染者の密入国に対する警戒活動

### 1 関連情報収集の強化

周辺国においても新型インフルエンザが流行している場合は、新型インフルエンザに感染している者が密入国する可能性が高まることから、警察庁は、関係機関と連携を強化し、国内又は周辺国における新型インフルエンザの流行状況に関する情報の収集に努めるとともに、都道府県警察が密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を、関係機関に提供する。〔外事情報部〕

### 2 感染の疑いがある密入国者取り扱い時の留意事項の指示

警察庁は、都道府県警察に対し、感染の疑いがある密入国者を取り扱った際の措置について、関係機関と事前に協議するよう指示する。〔外事情報部〕

### 3 感染予防対策の徹底

警察庁は、密入国事件の取締りに当たる警察官の感染予防措置の徹底を図るため、引き続き、関係機関と連携し、感染者等取扱い時の留意事項に関する情報の収集に努めるとともに、都道府県警察に対し、感染予防対策の徹底を指導する。〔外事情報部〕

## 第5節 医療活動の支援

### 第1 医療機関における警戒活動

#### 1 関係省庁に対する要請等

警察庁は、医療機関における混乱による不測の事態等の発生を防止するため、関係省庁に対して、医療機関での受診等に関する情報提供を活発に行うよう要請する。

また、警察庁は、医療機関における警戒活動を支援するため、政府対策本部との連携を図り、政府対策本部から入手した最新の情報を、関係都道府県警察に提供する。〔警備局・生活安全局〕

#### 2 都道府県警察に対する警戒活動の指示

警察庁は、医療機関における混乱による不測の事態等の発生を防止するため、都道府県警察に対し、医療機関の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するよう指導する。

また、政府対策本部からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、政府対策本部との連携を図りつつ、関係都道府県警察に対し、医療機関及びその周辺における混乱を防止するため、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うよう指示する。

更に大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るよう指示する。〔警備局・生活安全局〕

#### 3 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、医療機関及びその周辺において大規模な混乱が発生し、その警戒活動を実施するため、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、新型インフルエンザの発生状況等に配慮しつつ、他の地域での警戒活動に支障を来さぬよう、速やかに関係都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を図る。

〔警備局・生活安全局〕



## 第2 医療機関周辺における交通規制

警察庁は、医療機関周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、円滑な交通規制の実施に必要な措置及びその際に講ずべき感染予防対策について、関係都道府県警察を指導する。

また、医療機関周辺における交通規制を支援するため、関係省庁と連携を図り、関係省庁から入手した情報を関係都道府県警察に提供する。〔交通局〕

## 第3 患者搬送の支援

警察庁は、都道府県警察に対し、医療機関等から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、十分な感染予防対策を講じた上で、必要な支援を行うよう指導する。〔生活安全局・交通局〕

## 第6節 多数死体取扱いに当たっての措置

### 第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

警察庁は、多数死体の取扱いに当たって、関係機関等と連携を図るとともに、都道府県警察に対し、医師及び関係機関等と緊密な連携を図るよう指導する。〔刑事局〕

### 第2 多数死体の死体見分の実施

警察庁は、多数死体の取扱いに当たって、都道府県警察に対し、十分な感染予防対策を講じた上で、多数死体取扱手順に基づき死体見分を実施するよう指導する。〔刑事局〕

## 第7節 社会秩序の維持

### 第1 犯罪の予防一般

#### 1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

警察庁は、都道府県警察の相談対応を支援するため、新型インフルエンザの国内における発生状況、感染予防対策及び関係機関の相談体制等について、関係省庁から入手した最新の情報を、必要に応じて都道府県警察に提供する。〔生活安全局〕

#### 2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組み

警察庁は、新型インフルエンザの国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導する。〔生活安全局〕

## 第2 各種犯罪の捜査

### 1 新型インフルエンザ関係法令違反事件の取締り

警察庁は、各都道府県警察を通じて、国際海空港等の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ関係法令違反に関する情報を集約し、悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察を指導する。〔生活安全局〕

### 2 混乱に乗じた犯罪の取締り

警察庁は、新型インフルエンザに対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザの国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報を収集し、地域住民の不安をあまり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対しては取締りを徹底するよう、都道府県警察を指導する。〔生活安全局・刑事局・組織犯罪対策部・警備局〕

## 第3 混乱時における措置

### 1 都道府県警察に対する混乱時における指示

警察庁は、都道府県警察に対して、新型インフルエンザが国内でまん延するほか、感染拡大防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該事態の收拾を図るため、組織の総合力を発揮して、十分な感染予防対策を講じた上で、機動隊の活用を含め、必要な治安維持活動を行うよう指示する。〔警備局・生活安全局〕

### 2 都道府県公安委員会からの援助要求に伴う連絡調整

警察庁は、混乱時における各種事案の收拾を図るため、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に援助の要求が行われる場合には、新型インフルエンザの発生状況等に配意しつつ、他の地域での警戒活動に支障を来さぬよう、速やかに関係都道府県警察への必要な指示及び連絡調整を図る。〔警備局・生活安全局〕

## 第2章 都道府県警察が実施する事項

### 第1節 実施体制

#### 第1 対処体制の確立

##### 1 職員の招集・参集

都道府県警察は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、緊急時の職員の招集・参集基準に基づき、速やかに職員の招集・参集を行う。〔警備局〕

##### 2 都道府県警察新型インフルエンザ対策本部等の設置

都道府県警察は、新型インフルエンザが国内で発生し、又は発生した疑いがある場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ対策及び治安の維持を確保するため、対策本部等を設置する。〔警備局〕

#### 第2 情報の収集・連絡

##### 1 発生状況の把握と分析

都道府県警察は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、知事部局等関係機関から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報する。〔警備局〕

##### 2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて対策本部等の担当者及び警察庁へ速報する。〔警備局〕

#### 第3 業務の継続

##### 1 優先度の高い業務への職員の集中運用

都道府県警察は、新型インフルエンザが流行し、欠勤者が増加した場合には、欠勤の状況に応じて優先度の高い業務に職員を集中運用することにより、治安維持機能の保持を図る。〔警備局〕

##### 2 公共交通機関停止時における庁舎の適切な利用

都道府県警察は、新型インフルエンザが流行し、公共交通機関が停止した場合には、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するため、必要に応じて庁舎の利用を規制する。〔会計課〕

##### 3 食糧供給停止時における備蓄食糧の配布

都道府県警察は、新型インフルエンザが流行し、食料が入手困難

となった場合には、対策本部等の要員及び応援職員に対し、備蓄食料を速やかに配布する。〔会計課〕

#### 4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の支給

都道府県警察は、新型インフルエンザの流行時において、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合には、あらかじめ整備した他の入手手段により、被留置者の食事を確保して支給する。〔総務課〕

#### 第4 装備資機材の活用

都道府県警察は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染予防資機材の確実な着装の徹底等による感染予防を図り、治安維持機能の保持を図る。

また、感染予防資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザの流行の期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図る。〔会計課・警備局〕

#### 第5 情報通信の確保

##### 1 通信の確保

都道府県警察は、各都道府県情報通信部と連携して通信の確保に努める。〔情報通信局〕

##### 2 情報管理機能の確保

都道府県警察は、各種情報管理システムの適切な運用を図るため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。〔情報通信局〕

#### 第2節 感染拡大の防止

##### 第1 職員の感染拡大の防止

##### 1 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底

都道府県警察は、職員及びその家族に対し、感染予防のための基本的措置の徹底を指導する。また、職員に対しては、出勤時の検温を実施する。〔給与厚生課〕

##### 2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの投与・接種の実施

都道府県警察は、医療機関等及び知事部局の保健部局と相互に協

力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当た  
る場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及びブ  
レパンデミックワクチンの接種を開始する。〔給与厚生課〕

### 3 職員発症時の対応

都道府県警察は、職員及びその家族に新型インフルエンザの感染  
が疑われる場合には、医療機関等の速やかな受診を勧奨するととも  
に、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、  
業務に就くことを禁止する。〔給与厚生課〕

## 第2 被留置者の感染拡大の防止

### 1 留置業務担当者に対する感染予防対策の周知徹底

都道府県警察は、国内及び留置施設における新型インフルエンザ  
の発生状況に応じて、第2編第2章第2節第2の1に定める措置に  
加えて、次の措置を講じる。

(1) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マ  
スク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及  
び消毒を行わせる。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会  
受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触  
の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者  
等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用  
を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への  
感染の予防に必要な措置を講じる。

(2) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者  
等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。

(3) 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。

(4) 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に  
対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。〔総  
務課〕

### 2 感染が疑われる場合の報告

都道府県警察は、被留置者が感染者等となった場合には、速やか  
に警察庁へ報告を行う。〔総務課〕

### 3 感染者等の隔離及び早期診療

都道府県警察は、被留置者が感染者等となった場合には、第2編  
第2章第2節第2の2に定める対応方策に従い、感染者等となった  
被留置者の診療及び隔離等の措置を講じる。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対し、医療機関等の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染拡大の防止に必要な措置を講じる。〔総務課〕

#### 4 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

都道府県警察は、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行う。〔総務課〕

#### 5 感染者等との接触者の検診

都道府県警察は、被留置者が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせる。

また、感染者等と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。〔総務課〕

### 第3 その他

#### 1 庁舎管理の徹底

都道府県警察は、新型インフルエンザの庁内での感染予防に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応について、庁舎警備担当者への徹底を図る。〔会計課〕

#### 2 感染予防対策に関する関係機関・団体への情報提供

都道府県警察は、関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザの発生状況に関する情報を提供し、新型インフルエンザ感染予防対策の徹底を指示する。〔給与厚生課〕

#### 3 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

都道府県警察は、都道府県警察が主催、又は共催する集会、催事等の不特定多数が集まる活動について、国内における新型インフルエンザの発生状況に応じて延期し、又は中止するとともに、関係機関・団体に対して不特定多数の集まる活動の自粛を要請する。

また、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図る。  
〔給与厚生課・生活安全局・組織犯罪対策部・交通局〕

### 第3節 防疫措置の支援

#### 第1 防疫措置実施地域における警戒活動

##### 1 知事部局からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、高病原性鳥インフルエンザが流行し、知事部局等関係機関が防疫措置を実施する場合において、当該措置が円滑に行われるよう、警察庁及び知事部局等関係機関との報告、連絡調整

及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、警察が行う他の新型インフルエンザ対策のための措置に支障が生じない範囲で、必要に応じた警戒活動を行う。〔警備局・生活安全局〕

## 2 機動隊の運用

都道府県警察は、新型インフルエンザの発生時における高病原性鳥インフルエンザの流行に起因して、大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。〔警備局・生活安全局〕

## 第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

都道府県警察は、知事部局等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。〔交通局〕

## 第4節 水際対策の支援

### 第1 国際海空港における警戒活動

#### 1 国際海空港における警戒活動

##### (1) 国際海空港管理者等との連携の強化

都道府県警察は、国際海空港における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、国際海空港管理者等との連携を確認・強化する。〔警備局・生活安全局〕

##### (2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動等の実施

都道府県警察は、海外発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱等による不測の事態等の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、海外発生国から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱及び出国自粛勧告等に伴う混乱による不測の事態等の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立

し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。  
[ 警備局・生活安全局 ]

(3) 機動隊の運用

都道府県警察は、水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。[ 警備局・生活安全局 ]

2 国際海空港周辺における交通規制

都道府県警察は、国際海空港周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。[ 交通局 ]

第2 検疫所、停留場所等における警戒活動

1 検疫所、停留場所等における警戒活動

(1) 検疫所、停留場所等の管理者との連携の強化

都道府県警察は、検疫所等における警戒活動の実施に備え、検疫所等の管理者との連携を確認及び強化する。[ 警備局・生活安全局 ]

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、国内への新たな感染者の侵入を抑制するため、検疫体制が強化される場合には、関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、多数の者が入国することに伴う検疫業務の混乱による不測の事態等を防止するため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。[ 警備局・生活安全局 ]

(3) 機動隊の運用

都道府県警察は、検疫の強化に伴う大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速



やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

[ 警備局・生活安全局 ]

## 2 検疫所、停留場所等周辺における交通規制

都道府県警察は、検疫所等における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。[ 交通局 ]

## 第3 感染者の密入国に対する警戒活動

### 1 沿岸警備の強化

周辺国においても新型インフルエンザが流行している場合は、新型インフルエンザに感染している者が密入国する可能性が高まることから、都道府県警察は、関係機関との連携を強化し、不審船や密入国者の取締りの徹底を図るとともに、十分な感染予防対策を講じた上で、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

[ 外事情報部 ]

### 2 関係機関との情報の共有化

都道府県警察は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努める。[ 外事情報部 ]

### 3 密入国事件取扱時の留意事項

都道府県警察は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から、感染の有無を調査するほか、感染者等が確認された場合には、検疫所等に速やかに通報するとともに、これを協力して感染拡大の防止に必要な措置を講じる。

また、検疫を受けていない密入国者を取り扱う際は、マスク、手袋等必要な感染予防資機材を装着するなどにより、感染予防に万全を期して業務に当たる。[ 外事情報部 ]

## 第5節 医療活動の支援

### 第1 医療機関における警戒活動

#### 1 医療機関関係者等との連携の強化

都道府県警察は、医療機関における警戒活動の実施に備え、医療機関関係者等との連携を確認及び強化する。[ 警備局・生活安全局 ]

## 2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

都道府県警察は、医療機関における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、都道府県警察は、医療機関及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。〔警備局・生活安全局〕

## 3 機動隊の運用

都道府県警察は、医療機関及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。〔警備局・生活安全局〕

### 第2 医療機関周辺における交通規制

都道府県警察は、医療機関周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。〔交通局〕

### 第3 患者搬送の支援

都道府県警察は、医療機関等から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、十分な感染予防対策を講じた上で、必要な支援を行う。〔生活安全局・交通局〕

## 第6節 多数死体取扱いに当たっての措置

### 第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

都道府県警察は、十分な感染予防対策を講じた上で、多数死体の取扱いに当たって、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。〔刑事局〕

### 第2 多数死体の死体見分の実施

都道府県警察は、多数死体取扱手順に基づき死体見分を実施する。

[ 刑事局 ]

第 7 節 社会秩序の維持

第 1 犯罪の予防一般

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

都道府県警察は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。[ 生活安全局 ]

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組み

都道府県警察は、新型インフルエンザ国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。[ 生活安全局 ]

第 2 各種犯罪の捜査

1 新型インフルエンザ関係法令違反事件の取締り

都道府県警察は、国際海空港等の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。[ 生活安全局 ]

2 混乱に乗じた犯罪の取締り

都道府県警察は、新型インフルエンザに対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザの国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあまり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底する。[ 生活安全局・刑事局・組織犯罪対策部・警備局 ]

第 3 混乱時における措置

都道府県警察は、新型インフルエンザが国内でまん延するほか、感染拡大防止のために講じられる各種対策への不満等を起因とする社会的混乱が発生、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告連絡及び知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進していく。[ 警備局・生活安全局 ]

## 第4編 事態終息後における措置

### 第1章 警察庁が実施する事項

警察庁は、新型インフルエンザの国内における流行が小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染予防を徹底するとともに、国内における流行状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。〔給与厚生課・総務課・警備局〕

また、政府による新型インフルエンザ流行終結宣言が出された後は、再度の国内発生に備え、第2編に定める措置を講じる。

### 第2章 都道府県警察が実施する事項

都道府県警察は、新型インフルエンザの国内における流行が小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染予防を徹底するとともに、各地域における流行状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。〔給与厚生課・総務課・警備局〕

また、政府による新型インフルエンザ流行終結宣言が出された後は、再度の国内発生に備え、第2編に定める措置を講じる。

(了)